

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）_____

記入者名（受験者名）_____

| | |
|-------------|--|
| 席 番 号 | |
|-------------|--|

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って
旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法第3条）

（ × ）

2. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金又は払戻に関する事項について、事業計画に定め
なければならない。（施行規則第4条）

（ × ）

3. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付す
ることができる。（運輸規則第7条の2）

（ × ）

4. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について
道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。

（道路運送車両法第12条）

（ ○ ）

5. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなけ
ればならない。（車両法施行規則第32条第1項第2号）

（ × ）

6. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第9条の2) (O)
7. 事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。
(道路運送法第13条) (X)
8. 休止している一般旅客自動車運送事業を再開する場合は、あらかじめ届け出なければならない。
(施行規則第66条) (X)
9. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)
(O)
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に原価及び安全コスト額を把握するための原価報告書を提出しなければならない。
(旅客自動車運送事業等報告規則第3条) (O)
11. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。
(道路運送車両法48条) (O)
12. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
(道路運送法第20条) (O)
13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6月間保存しなければならない。(運輸規則第25条)
(X)
14. 旅客自動車運送事業の乗務員は、事業用自動車の中で喫煙してはならない。
(運輸規則第49条) (O)
15. 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)
(X)

II. 旅客自動車運送事業運輸規則に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が (ク) で定めるところにより、主として運行する路線又は (チ) の状態及びこれに対処することができる (サ) 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を (ソ) し、かつ、その記録を営業所において (ア) 保存しなければならない。

(運輸規則第38条)

| | | | | | |
|--------|--------|-------|--------|---------|--------|
| ア. 三年間 | イ. 通達 | ウ. 経路 | エ. 法 | オ. 申請 | カ. 自動車 |
| キ. 教育 | ク. 告示 | ケ. 通達 | コ. 五年間 | サ. 運転技術 | シ. 省令 |
| ス. 報告 | セ. 一年間 | ソ. 記録 | タ. 届出 | チ. 営業区域 | ツ. 運転者 |

III. 道路運送車両法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・自動車の使用者は、自動車の (チ)、運行時の状態等から判断した (オ) に国土交通省令で定める技術上の基準により、(ク)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)
- ・自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、(ス) で定めるところにより (ヘ) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

| | | | | |
|----------|----------|-------------|---------|----------|
| ア. 運行の安全 | イ. 乗降装置 | ウ. 天候 | エ. 定期日 | オ. 適切な時期 |
| カ. 地点 | キ. 幅員 | ク. 灯火装置の点灯 | ケ. 交通 | コ. 点検 |
| サ. 状態 | シ. 異音 | ス. 迅速 | セ. 事故 | ソ. 登録基準 |
| タ. 丁寧 | チ. 走行距離 | ツ. 乗務員のサービス | テ. 継続 | ト. 技術の向上 |
| ナ. 予備検査証 | ニ. 道路運送法 | ヌ. 国土交通省令 | ネ. 運送約款 | ノ. 告示 |
| ハ. 車検証 | ヒ. 通達 | フ. 料金表 | ヘ. 検査標章 | |

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）を経過していない者であるとき、許可をしてはならない。(道路運送法第7条)

答. 5 年

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し（ ）又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)

答. 手数料

3. 事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答. 保安基準

4. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ ）とする。
(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

答. 15時間

5. 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の（ ）についての規律を定めなければならない。(運輸規則第41条)

答. サービス

V. 事業者の運行管理者が行わなければならない事項として、法令で定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。(運輸規則第48条)

- ①乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと (○)
- ②自動車事故報告規則に基づく、事故報告書を提出すること (×)
- ③事業用自動車の運転者に法令で定める適性診断を受けさせること (○)
- ④運行管理規定を作成すること (×)
- ⑤運送引受書を交付すること (×)

VI. 道路運送法に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

- ・一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、(キ) を起こしその他国土交通省令で定める (サ) を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
- ・一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の (オ) の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める (タ) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(イ) を選任しなければならない。(道路運送法関係第23条)

| | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| ア. 所有権 | イ. 運行管理者 | ウ. 出発地 | エ. 保安基準 | オ. 運行の安全 |
| カ. 技術の向上 | キ. 火災 | ク. 利益 | ケ. 迅速 | コ. 走行距離 |
| サ. 重大な事故 | シ. 運営を適正 | ス. 目的地 | セ. 点検 | ソ. 継続 |
| タ. 営業所 | チ. 公害の防止 | ツ. 適切な時期 | テ. 公共の福祉 | ト. 保護 |
| ナ. 乗務員の服務 | | | | |